

平成 31 年 2 月 15 日（金）

於・特許庁庁舎 7 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第 31 回特許制度小委員会議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会 .....	1
2、議 事 .....	2
報告書取りまとめ .....	2
3、閉 会 .....	23

## 開 会

○川上制度審議室長 それでは、少し時間は早いのですが、委員の皆様方揃われたようでございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第 31 回特許制度小委員会を開催させていただきます。本日は御多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室長の川上でございます。

議事に入るに際しまして、御発言の際は声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただければと思います。

それでは議事の進行につきまして、玉井委員長にお願いしたいと思います。

○玉井委員長 恐れ入ります。本日はオブザーバーとして、日本商工会議所常務理事・久貝卓様、一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長・吉村隆様に御参加いただいております。

続きまして、具体的な審議に先立って、本委員会の議事の運営等について事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは配付資料の確認をさせていただきたいと思います。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会においては、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」、参考資料「特許制度小委員会報告書案「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」、これらの資料のデータについてはタブレットで御覧いただきまして、座席表、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配付しております。タブレットの使用法については、「タブレットの使い方」を御覧いただければと思います。操作でお困りになられましたら、合図いただければと思います。

それから、本会議は原則として公開いたします。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしく願いいたします。

## 議 事

### 報告書取りまとめ

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、議題「報告書取りまとめ」につきまして、資料「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方(案)」をもとに、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、お手元の資料「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方(案)」に基づいて御説明させていただきたいと思います。

前回の1月25日の報告書(案)の取りまとめの後、2週間にわたってパブリックコメントをかけさせていただきました。パブリックコメントについては合計で16通のコメントをいただいております。内訳を申し上げますと、団体から5通、個人が1通、企業から10通いただいたところでございます。パブリックコメントの内容については参考資料で、それぞれいただいた項目と、そちらに対する回答を入れさせていただきます。それはまた御覧いただければと思います。

このパブリックコメントと、今法制局とも条文の審査を進めているところですが、それを踏まえた形で報告書案について修正したものでございます。主な修正ポイントをかいつまんで御説明させていただければと思います。合わせて、委員の皆様の手元には見え消し版もございますので、それも適宜、参照いただければと思います。

まず、1ページを御覧ください。こちらに、前回の案ではなかった「はじめに」ということで、1ページから2ページにかけて、今回の見直しの背景を整理した記載を盛り込ませていただいております。最初に、近年の様々な情勢の変化、デジタル革命によって業種の垣根は崩れ、オープンイノベーションが進む中、新たな技術やビジネスモデルを持つ新しいプレーヤーが市場の景色を一変させつつあるという状況です。

また、中小企業が、これまでのように取引先の輸出企業に頼るだけでは、生き残ることが難しい状況になっているということ。それから、技術革新を牽引するスタートアップ企業は、設立当初から独自技術をもとに世界市場を狙うケースが増えているということです。

こういった変革の時代を生き抜くためには、自らが開発した技術をしっかり守り、それを活かして収益を上げ、スピード感をもって更なる技術開発を行う必要があるということです。それから、優れた技術を持つ中小企業、ベンチャー企業がその技術を活かし、イノ

バージョンの担い手として飛躍できるチャンスでもある。こういった状況についてまず整理しております。

こういった中で知的財産権制度については、権利の取得と行使の両面において後押しするものでなければならないということです。権利の取得については、昨年、法改正がなされまして、今年の4月から中小・ベンチャー企業等の特許料の半減が措置されます。

一方で、権利行使の面については、中小・ベンチャー企業等にとって十分な制度が整備されているとは言いがたいという整理をしております。具体的には、製法の特許、ソフトウェア特許、B to B製品、こういった侵害事案について十分な証拠収集が難しい状況にあると書いております。

これまでも、こういった状況の中で、知財訴訟制度の充実に向けた取組が行われてきたわけですが、特に証拠収集手続の実効性は欧米の水準に比べて十分とは言えないということで、中小・ベンチャーにとって訴訟のハードルは依然として高い現状にある。さらに、諸外国においては、更なる実効的な権利保護に向け、訴訟制度の強化が行われている中で、日本としても、知財訴訟制度の不断の見直しを行う必要がある。

こういった背景を、1ページから2ページにかけて整理しております。

飛びまして、6ページを御覧ください。知財紛争処理システムを巡る課題ということで整理している中の4.の記述について、「このため、侵害訴訟から得られる賠償額と代理人費用とのバランスの改善を図る必要がある。」、この1文を入れております。こちらは課題をより明確にするという観点から、パブリックコメントの意見を踏まえて入れたものです。

それから、7ページの一番下の、ソフトウェア特許について言及している部分でございます。パブリックコメントの中で、ソフトウェアの侵害認定というのは、ソースコードを文書提出命令で提出させれば十分ではないかという御意見がございまして、より立法事実をクリアにすべく記載ぶりを変えたところでございます。

こちらにございますように、ソフトウェア特許を巡る侵害訴訟においては、文書提出命令によって被疑侵害者にソースコードや設計書を提出させることができるわけですが、ソースコード等は改変が容易であり、かつ、その量も膨大になる場合があるため、提出されたソースコード等が真正のものであり、改変のないものであるかどうかを判断することは難しい。この点について、専門家が現場でソースコード等を確認しつつシステムを作動させることができれば、侵害の有無の判断に併せて、ソースコード等が真正なものであるかを判断しやすくなる。このようなプロセスが後ろに控えていることで、文書提出命令に対

し真正な証拠が提出されやすくなると期待される。こういった書きぶりで、よりソフトウェアに係る立法事実を明確化したということでございます。

それから、11 ページを御覧ください。(a) の発令要件の中の、③の「補充性」の記載ぶりを修正させていただいております。当初は、「補充性」については、他の手段では収集が容易でないという記載ぶりをしておりましたが、この委員会の場でも、この「容易でない」というのが分かりにくい、予見性が低いのではないかという御意見もございました。それで法制局とも書きぶりについて調整しまして、こちらに書いているように、「他の手段では立証されるべき事実の有無を判断できる程度に収集できないこと。」という書きぶりにしております。意味するところは、これまでの「容易でない」ということと同じことを意味するわけですが、より分かりやすい書きぶりにしたということでございます。

同じく 11 ページの脚注 4 に、「なお、本手続は、特許権侵害訴訟を対象とする。」ということ、今回のこの手続が、特許のみを対象にしているということを明確化しております。

続きまして、13 ページの一番下の行を御覧ください。こちらで、専門家の証言拒絶権について盛り込んでおります。「併せて、専門家が証拠収集に関して知り得た秘密に関する事項について証人尋問を受ける場合は、証言を拒むことができることとすべきである。」、こういった一文を入れております。こちらについては条文の中でも、こういった規定を設けさせるように考えております。

次に 14 ページの上から 5 行目以下、関連する意見ということで、1 つ、パブリックコメントでいただいた御意見を加えております。「発令後においても、必要に応じて専門家も一緒に同席して、両当事者と裁判所が協議できる機会があることが望ましい。」ということを書いております。

16 ページを御覧ください。フローチャートの四角の中の①と②のところですが、当初は、①に「侵害なし（侵害立証の必要性なし）」という記載ぶりとなって、②が「侵害あり（侵害立証の必要性あり）」という記載ぶりになっていたのですが、この「侵害あり」、「侵害なし」という記載が、法的評価として書くのは不適切ではないかという御意見がパブリックコメントでございましたので、この「侵害あり」、「侵害なし」という記載を落としたということでございます。

同じく 16 ページの下の部分でございますが、黒塗り前の報告書の申立人本人への開示についての記載ぶりを変えております。こちらは今回、この報告書で一番大きく変わった部分でございます。「黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必

要がある。このため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきである。」、こういった記載を入れております。

こちらについては、黒塗り前の報告書の申立人本人への開示に対して懸念する声が多く、パブリックコメントでもいただいたところがございます。そこで、申立人本人へ開示する場合については、当事者の同意が必要ということを法律上も明記するというので、調整したところがございます。したがって、訴訟代理人への開示については、特に当事者の同意は必要ないという仕組みを現在検討しているところがございます。

それから、「また、将来的には、特許訴訟に限定して弁護士強制とすることにより、いわゆる Attorneys' Eyes Only のような仕組みの導入を検討すべきである。」という記述です。こちらは、これまで関連する意見の中で書いておりましたが、こちらを本文の中で盛り込んだということがございます。

21 ページを御覧ください。真ん中辺りで、「他の産業財産権法についても、特許と同様の条文を実用新案法、意匠法、商標法についても措置する。」という記述がございますが、その後に括弧書きを入れまして、「(後述Ⅲ. 2. (2) (b) についても同様)」ということで、その下の 102 条 3 項の考慮要素の明確化についても、同様の条文を実用新案、意匠、商標で措置することを明確化しております。

22 ページを御覧ください。下のほうで、「条文化に当たっては」というところで、条文化のイメージを書いております。こちらについては内閣法制局とも条文の調整をしていく中で、今の条文案に近いイメージを記載しております。「裁判所は、相当実施料額の認定に当たり、特許権の侵害を前提として特許権者が実施の対価について侵害者との間で合意したならば得られたであろう額を考慮することができる」、こういった書きぶりを法制局とも調整しているところがございます。こういった書きぶりを盛り込んだということがございます。

最後に 29 ページを御覧ください。4. で訴訟にかかる費用負担軽減の検討ということでございます。これまで「弁護士費用等」と言っていたところを、「代理人費用等」といった書きぶりしております。この中に弁護士費用、弁理士費用も含めて読み込めるように変更しております。

主な修正点は以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議題「報告書取りまとめ」について、今資料「実効的な権利保護に向けた知財紛争シス

テムの在り方(案)」をもとにして説明いただいたわけですが、どうぞ御自由に質疑応答をいただければと思います。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員お願いします。

○高橋委員 まず、前回と比べて非常に洗練された報告書になったのではないかというのが第一印象です。今御指摘にあった3点について触れたいと思います。

まず、新たな証拠収集手続の発令要件の補充性についてです。容易性については川上室長も言われたとおり、この委員会でも容易性のレベルについて懸念する声はあったと記憶しています。それを、より明確化する形で詰められたということで、相当な御努力、御尽力をされたのではないかと思います。まず敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。この点については、こちらで特に異存はありません。

次に、黒塗り手続のところの16ページについてです。こちらは、この委員会の場でも比較的繰り返し述べてきたところで、こちらも相当に御尽力、御苦労されたのではないかと思います。前回も申し上げた課題の、私が申し上げた2点のうちの1つ目がクリアされたと認識しております。しかも現行の本人訴訟という枠組みを残しながら、当事者の同意を条件としてその枠組みを崩さない形で解決されたということで、非常に絶妙な案ではないかと思います。この点も御尽力されたことに敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。この点については全く異存がなく、非常に大きな進展があったと認識しています。

最後は、102条3項の明確化についてです。この背景をお聞きしたいのが、前回の「特許権の侵害の事実が認められたこと」という案と今回の案は、思想は一緒なのかもしれませんが、見た感じでは文体が変わっているので、その背景をお聞かせいただけると判断しやすいと思います。

○川上制度審議室長 この102条3項の改正案については、今までお示ししてきた趣旨と同じ趣旨を表現しているということでございます。ただ、侵害の事実を考慮してという書きぶりだと趣旨が分かりにくいということ、こちらは法制局との調整の中で、そういった議論がございまして、それをより分かりやすくすると、こちらに書いてございますように、侵害を前提として侵害者との間で合意したならば得られたであろう額というのが、より分かりやすい表現なのではないかという議論があって、今のこの書きぶりに直したということでございます。

○高橋委員 特に深く突っ込むわけではないのですが、仮に「合意したならば得られたであろう」という部分で、合意できなかったから訴訟になったということを考えると、「合意



したならば得られたであろう」というのは、どういった背景なのかというところです。

○川上制度審議室長 もう1点追加しますと、従来の侵害の事実を考慮という言い方ですと、懲罰的な要素が入っているかのように見えてしまうという指摘もございまして、今のこの書きぶりにすれば、懲罰的な要素は含まれないということは明確化できるだろうということで、こういった表現をしているということでございます。

○高橋委員 分かりました。私からは以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

田村委員をお願いします。

○田村委員 私もそう深くこだわらないところなのですが、今の点に関して確認したい点がございまして。確かに今回深く考えておられて、「特許権の侵害を前提として」と入っているので、通常の侵害者と本当に契約する、あるいは合意することを考えているのではなく、仮想のあくまで侵害を前提とした事後的な判断であることが分かるように書かれていることは評価したいと思います。そこはよいのですが、どうしても「合意したならば得られたであろう」と入っているので、現在の書き方ですと、例えば侵害者が侵害しないと思っていた、あるいは無効となると思っていたというように、本来は相当実施料率を非常に低くする意向を持っていたという侵害者の意向を示す証拠が出てきたとしても、それは考慮しないことは明らかです。他方、侵害者が勝手に侵害の事実を無関係に、自分はもう1%しか払わない、0.5%しか払わないといった明確なポリシーを持っている場合には、現在の条文の文言ですと、それは考慮せざるを得ないようにも読めます。ただ、こういった条文になるか分かりませんが、幸い、「考慮することができる」と書いてあり、結果的には裁判所できちんと判断されていくのだらうと思うので、強く反対するものではないです。

むしろ、では対案を示そうとなると、先ほどいただいたような条件下では苦しいことは確かです。そこで、こちらで発言させていただいて、侵害者のほうで侵害と無関係に、とにかく絶対低くしか払わないと思っていたことを、考慮するものではなさそうだということを確認していただければ嬉しいです。煮え切らない態度で恐縮ですが、ほかの委員の方も意見があれば伺いたいと思います。

○川上制度審議室長 田村先生がおっしゃったように、侵害者の主観的な要素をこちらで読み込もうということではなくて、あくまで客観的な要素として、侵害があったということで、例えば無効でないという前提で決まったであろう額を考慮できるという趣旨だとい

うことで考えております。

○田村委員 「合意」という語が気になるので、うまく省いていけないかと思いました。例えば諸外国だと「リーズナブル」という言葉を入れたりして、特許の侵害を前提として、それで実施の対価について侵害者の間で「合理的」と考えられる額と表現したりしています。それがすごく優れているかどうか分からないので、感想にとどまりますが。特に強くはこだわりません。

○玉井委員長 ありがとうございます。

設楽委員をお願いします。

○設楽委員 私も高橋委員、田村委員が言われたのとほぼ同じような意見になりますが、今言われた102条3項の22ページの、「特許権の侵害を前提として」という部分は非常によく分かるのですが、その後の、「特許権者と侵害者との間で合意したならば」という、「合意したならば」という部分が、二読、三読すると意味は分かるのですけれども、少し分かりにくい。実際、最後に和解をしても合意できないから判決になるわけで、そうすると多分合理的な人であれば、こういった線で合意したであろうという、今「リーズナブルな」という言葉がどこかに入ったらよいのではないかという意見が出ましたけれども、何かそういう言葉がもう一つ入ると、より分かりやすいのではないかという感じがしております。あとは、精緻に検討していただきありがとうございました。

○玉井委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

辻居委員をお願いします。

○辻居委員 全体としては幾つかあるのですが、今の点は私の単なる思いつきで言うと、特許権の侵害を前提として、特許権者の立場として交渉したら得られたというほうが、「合意」という文言よりよいのか、田村先生や設楽先生の考えとずれているのかもしれませんが、私も「合意」という文言が、この枠組みだと少し違和感がございます。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

今の点でもほかの点でもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

辻居委員。

○辻居委員 この短い時間でいろいろ検討していただいて、証拠収集手続の強化についてしっかりした制度を作っていただいたということは、実務家として感謝したいと思ってお

り、非常に評価しております。しかし、「はじめに」の点で、中小企業、ベンチャー企業ということで、そういった企業の立場から、この証拠収集手続等がかなり有用なものだと書いてあり、そのとおりだと思うのです。多分この前提でこの委員会でも、お互いが想定する場面が違うので、大企業の立場と中小企業の立場でこんなにも違うのかという印象を受けました。ただし、実際にこの制度を運用しただしたら、大企業もそこまでマイナスばかりではないのではないかと思います。この制度は、大企業、中小企業問わず両方の立場から、産業界にとってプラスの面も必ずあるのではないかと考えております。

パブリックコメントを見ると、恐らく大企業の面から見ると、ちょっとという意見もあるのですが、実際に動きだしたら大企業は、それなりに制度を前提にしてこの制度を有効利用していきますので、それは単に中小企業のためだけのものではないと考えております。

それから、この制度を利用するためには Attorneys' Eyes Only や、16 ページの黒塗り前の報告書の申立本人の開示を制限的に運用できないと制度そのものが運用できないので、実際には申立てを認容することは困難となってしまいます。この点について、立法的解決は無理にしても、報告書で問題点を指摘していただいて、実務的にこの点は、絶対解決することが必要です。報告書において、この制度が積極的に運用されるための道筋を示唆していただいたことは、ありがたいことと考えております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

○川上制度審議室長 最後の点で、Attorneys' Eyes Only のような仕組みを将来的にはというお話がありましたが、こちらに書いてありますように、黒塗り前の報告書で、申立人本人への開示については、先ほど申し上げたとおり、当事者の同意を要件とすることを考えております。他方で、訴訟代理人への開示については、同意の要件を入れないということですので、実質的にはこの部分について、限定した形で Attorneys' Eyes Only のような仕組みが入れ込めるような形で調整できるのではないかと考えております。

○玉井委員長 ほかによろしいでしょうか。

吉村様お願いします。

○吉村産業技術本部長 もしかしたら委員の皆様が優先的にお話されるべきだと思うのですが、一言だけ。御調整に特許庁さん御苦労されたことについては、敬意を表したいと思います。とはいえ、申し訳ないですが、高橋さんがおっしゃっているように感謝申し上げる心境にまではなりません。

その前提で申し上げますが、特に黒塗り前の報告書の話です。産業界が一番気にしているところだと認識しています。調整していただいているのはよく分かっていて、書き方も変えていただいているのはよく分かります。願わくは、要件と仕組みのところですか。仕組みを検討というよりは、導入すべきや、導入に向けて検討すべきなど、もう少し方向性を書いていただきたいという希望がございます。

また、関連する意見から、本文に挙げていただいた Attorneys' Eyes Only の話ですが、こちらは産業界の多くの企業が求めているところだと思っております、非常に重要な点だと思います。本当はこういったところまで含めて、結論を出して法改正してほしいというのが希望ではありますが、もしそれを置いてきぼりにするのであれば、法改正の効果を待たずして次の議論ができるようですから、そうであればこういったことこそ、今後スピード感をもって検討してほしいというのが希望です。

そういったテクニカルな話もあれですけども、「はじめに」というところを、委員の方はもう少し読んでいただいて、御意見をいただきたいと思っております。川上さんの説明は非常にソフィスティケートというか、なるほどという説明はなされたんですけども、どうも何かそういったようには読めないというか、よく読んでみたいと思うんですけども。

例えば2つ目のパラグラフです。こちらは先ほどの説明ですと、飛ばしているんですけど、日本のものづくり云々というところからの表現です。平たく言うと、中小企業は、これまで大企業が輸出してくれるから、そこに乗かって正当な対価を受けるよりもそこで輸出してもらったほうがよいということで、我慢していた。しかし、そのようなことをしていると技術が奪われてしまって、大企業はその量産を海外でする、ということになっている。そのため中小企業はこのような状況では生き残れません、というように読めます。

そこから、「知的財産権制度は、これらのイノベーションを支える基盤」と書いてあるのですが、文脈上は、中小企業、ベンチャー企業のイノベーションを支える基盤だと読めると私は理解します。知的財産権制度は、もちろん中小企業、ベンチャー企業を支える基盤であることは間違いありませんけれども、なぜそこで大企業は関係ないかのように書くのかは、よく分かりません。

この後もずっと中小企業のサポートをしますと宣言しているように書いてあります。つまり今回の改正は、中小企業のためにするというのを、高らかに宣言しているようにしか読めない。大企業も当然イノベーションを起こす重要な主体だと思っておりますが、その辺りは全く書いてないように読めます。こういった基本認識で本当に法改正してよいのかとい

うことについて疑問があります。そもそも法改正は、中小企業対大企業のようにして、議論すべきではないと私は思っております。ですので、中小企業を勝たせるために法改正するというように読めるような基本認識というのは、私は望ましくないと思います。

私が言っても大企業の手先と思われると思うので、例えば中小企業の味方と言われる「下町ロケット」の神谷弁護士のモデルとなった鮫島先生がブログで書いているのを見ても、「訴訟制度は中小企業のみならず大企業や外国企業も等しく利用者となる中で、特定のセクターである中小企業の声に耳を傾けるなら、バイアスをかける合理的な説明をすべきだ。あるいは、ある当事者は常に原告になるわけではなく、被告になる可能性もある。被告になる可能性を考慮せずに、専ら原告になるという前提で行われる議論は、議論の手法として未成熟である。」というお話をブログ等で展開しておられます。

ということで、私はそもそも中小、大企業ということで議論すること自体がおかしいと思っていますし、そういった前提を、しかもパブリックコメントにかけない、この段階になって「はじめに」として出すというのは、どうかと思います。ただ、委員ではなくオブザーバーですので、委員の皆様の御意見もぜひ伺いたいと思う次第です。

以上です。

○玉井委員長 せっかくオブザーバーで来ていただいているわけですから、貴重な御意見をいただくのは当然のことですので、御遠慮いただく必要はございません。また、率直な御意見を頂戴したことに、感謝申し上げたいと思います。

その上で、これは私の個人的な意見になりますけれども、法改正の方針を中小企業対大企業という枠組みで作るとすればそのこと自体がおかしいというのは、全くおっしゃっておりだと思います。ただ、この場で御議論いただいた方も、そういった枠組みで物をお考えおられたのではないと思います。訴訟制度というのが、どのような立場の人でも、外国企業であっても、個人であっても、同等の立場で利用できるものであるというのは当然のことであろうと思います。

今御指摘いただいたパラグラフも、従前の日本企業の成功パターンというのが、優れたものを作って外国に輸出する、というものであったことを指摘していると思われまます。その中では、中小企業が、たとえ下請けであっても、部品メーカーであっても、自社の製品が大企業の製品に組み込まれ、市場で販売される、あるいは輸出される、そして大企業が利益を上げることができれば、取引先の中小企業にも均霑するというのが、高度成長期以来の日本企業の成功パターンだったのではないかと。また、それはそれでよかったのではな

いか。そう思うのですけれども、時代が変わってしまい、ものづくりのみに偏してはなかなか利益が上がらない。こちらは大企業、中小企業問わず一貫したことであります。

第四次産業革命と呼ぶかどうかは別にして、先般この場で御説明いただいた Society5.0 の中でも、そういった考え方が入っていると思います。それを踏まえた上で、この文章で言っているのは、中小企業が部品を作って、大企業の製品に組み込まれ、そこから利益を上げるという従来のパターンだけでは、生き残ることは難しいであろう。技術そのものによって利益を上げることが必要になってくる。Society5.0 にいち早く対応しておられる大企業であれば、もうお分かりなので、あえて書くまでもなからうという趣旨で、中小企業ということが強調されて出ているのであろうと私は理解しております。

大企業と中小企業という対立の図式で御覧になると、いかにも不当なように見えるのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、恐らくそういったことではなからう、大小を問わず、日本企業が時代に適応していく、それによって日本経済が繁栄を取り戻す、そういったことであろうと思います。もちろん、今のような御意見をいただきましたのは、それはそういった趣旨ですということをお場で明らかにしていただいたということになりますので、大変よかったですのではないかと思います。

○吉村産業技術本部長 御趣旨は分かりました。もしかすると多少の字句修正で、両方読める、両方のためになるというようになり得る文章があるとすれば、少し考えていただきたいと思います。そうでないと、中小企業のために行うとだけ書かれる感じだと、我々はとてもある意味乗れない。久貝さんは喜ぶかもしれないですけど、私はオブザーバーの名前も消さないとだめというようなことになりかねないので。

法改正は、中小企業のためだけではなく、誰のためにとってもよいということですが本来の趣旨であるべきであり、その基本スタンスをはっきりするような形で書いていただきたい。しかし、中小に対する特許料の減免のような話は素晴らしいと思いますし、そちらは否定しませんけれど、法改正はそういったことではないと。久貝さんは多分違う意見だと思うので、ぜひ伺いしたいと思います。

○玉井委員長 ベンチャースピリットのある企業が大小問わず生き残るとするのは、資本主義である以上は当たり前だと思いますし、それは自動織機を作っていた会社が自動車にチャレンジして大きくなったり、カメラのメーカーが事務機器で大きくなったり、今日に至るまで世界をリードしている、経団連の会長さんも出しておられるというのは、よく存じております。今日は、中小企業、大企業であるということではなしに、ものづくりで儲

けようというのがなかなかうまくいかなくなっている、技術そのもので利益を上げられる仕組みを作る必要があるということです。おっしゃるような趣旨に取られかねないということであれば、少し表現を変えるなり何なり、修正させていただければと思います。

田村委員お願いします。

○田村委員 確かに吉村さん御指摘のように読まれる感じがいたします。特に第2段落のところは、1つのパターンではあるのですが、今回の改正は、別に輸出あるいは逆輸入に絞ってどうたらこうたらという改正はしていないですね。せっかく今回様々なことを目配りした改正が、矮小化するような気がしないでもありません。もしこちらを書くなら、さらにいろいろと書かなければいけなくなりますが、それはあまりにも多すぎます。むしろ2段落目、「日本のものづくり」の段落はなくてもよろしいのではないのでしょうか。

それから、そのほかの部分も、中小企業、ベンチャー企業と書かずに、普通に企業や、特許・知財を有する企業、イノベーションの担い手となる企業など、そのように書けばよいところが多いように思います。唯一、中小・ベンチャーが残るとしたら、中ごろの特許料が半減のところだけではないのでしょうか。ほかのところを、中小・ベンチャーではなく、もう少し中立的に、イノベーションを支えている企業などに言いかえても全く意味が通じます。そして、今回の改正は、ほとんどがそういった話だったように思います。

○玉井委員長 その辺り、この段落そのものをどうするかということも含めて考えさせていただければと思います。趣旨としては、むしろものづくりを海外で行う、日本発のアイデアでありながら、海外の企業が大規模に応用して、大量に安い製品が日本に輸入されてくるような事態は、中小企業やベンチャー企業にとってはもちろん大変に深刻な事態ですけれども、大企業にとっても深刻な事態であろうということです。そういった経済状況の変化を見据えて、先に頂戴した Society5.0 という認識の御趣旨を生かすような記述にするか、ばっさりと取ってしまうか、そういったことを考えたいと思います。

設楽委員お願いします。

○設楽委員 先ほど「はじめに」をちゃんと読んでくださいと言われましたので、確かこちらは昨日いただいたものですから、こちらを見ると、吉村さんが言われたことはもっともだという感じがします。今回の改正は中小企業、スタートアップ企業のみならず、大企業も知財を有効に活用してほしいという趣旨の改正ですので、大企業が抜けているのではないかとと言われると、確かに抜けているように読めますので、その点は書きぶりを変えていただければと思います。

それから、損害について全く話は変わって恐縮ですが、先ほど「合理的」という言葉を入れたらどうかと中途半端な意見だけ申し上げました。22 ページで、「合意したならば」というのは非常に抵抗があるという御意見が多かったので、全く一案に過ぎませんが、例えば「特許権の侵害を前提として」の後で、特許権の実施料の対価について合理的な当事者間で交渉すれば得られるであろう額を考慮することができると、そのような言い方も一案としてあると思いましたので、御検討いただければと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

○田村委員 賛成したいと思います。

○玉井委員長 そのこのところは、条文の文言はともかく、両者間で客観的に合理的な合意があったならば、という趣旨を明瞭にするよう、うまく書ければと思います。吉井委員お願いします。

○吉井委員 「はじめに」の、2番目のパラグラフだけではなく、1ページの最後のパラグラフも、中小企業だけではなくて大企業にとっても、日本で訴訟するかどうかは結構ハードルも高いのです。何も中小企業だけではなく大企業にとっても問題があるので、この改正は中小企業対大企業ではなくて、より抜本的なところからも直すということも、もう少し出てもよいのではないかという気がいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

浅見委員お願いします。

○浅見委員 「はじめに」ですが、最初の3行で、AI や IoT で、「新しいプレーヤーが市場の景色を一変させつつある。」という言い方をしているのですが、AI、IoTは大企業もかなり取り組んでいることもあって、この言い方はスタートアップ企業にフォーカスし過ぎのような気がします。第2段落については、これまでの方の意見と同じです。

第5段落のところ質問させていただきたいのですが、「一方」で始まるところです。「特許権全体の35%を占める製法の特許」という書き方をしています。ということは、残りの「物」と「製法以外の方法」の特許は、65%になるかと思います。私の肌感覚からすると、本当に製法が35%もあるのかという気がします。1つの出願の中に製法特許が入っているというのものもあるのかもしれませんが、この数字の根拠をお示しいただければと思います。

それから同じ段落の一番下ですが、こちらは書き方の問題ですが、「取得した権利をしっかりと行使することができず、泣き寝入りせざるを得ない知的財産権制度は、絵に描いた餅に過ぎない。」と書かれています。確かに足りない部分はあると思いますが、ここまで現状



の特許制度を否定するのめどうかという気がしますので、こちらの書き方を少し工夫されてはいかかかと思ひます。

以上です。

○川上制度審議室長 その35%の根拠ですが、直近の特許になつた数の中で、おっしゃるよ様に方法の特許が含まれている特許の数が35%あつたということであります。その特許権全体がその製法の場合だけではなくて、その特許の中にその製法が含まれているものをカウントしたときに、これだけになるという数え方ですね。

○浅見委員 できれば、正確に記載していただければと思ひます。

○玉井委員長 中畑委員お願ひします。

○中畑委員 「はじめに」ですが、最初の3行は、特にスタートアップやベンチャー企業だけではなく、先ほど吉村さんもおっしゃつたよ様に大企業でもイノベーションは起こされているところであると思ひるので、特にこちらの3行だけがスタートアップ、ベンチャーにフォーカスされているとは思わないと、私個人的には思ひます。最初の3行と、最後の「特許制度小委員会では」というところで、こちらの段落には特に中小企業に限っているわけではないので、この「侵害した者勝ち」とならないよ様な」というのが、それまでの段落を読んでいくと、あたかも大企業が「侵害した者勝ち」というよ様に読めてしまうのであれば、途中の文脈の流れというのは、少しうがった見方にならないよにすべきではないかと思ひのです。最初の3行と、まとめの最後の段落を読む限りは、特にどちらかに寄つた意見とは個人的には思わないので、そこは特に問題ないと思ひます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

杉村委員お願ひします。

○杉村委員 吉村さんに「はじめに」をきちんと読むよにと言われまして、やつと読み終わりました。委員の皆様が先ほどから御指摘されているよ様に、今回の特許制度の改正に関しては、大企業、中小企業、大学等についても今後影響が及ぶことになりますので、中小企業だけではなく、国民全般にとってプラスの改正であると納得できる課題と、我々がこれまで議論してきた経緯等を記載していただけるよ様な文章に修正していただけることを期待したいと思ひておひます。

それから102条3項のところは、先ほど設楽委員が発言されたよ様な文章に変えていただいたほうが、私もしっくりきますので、そのよ様に修正していただきたく思ひます。

それから、14ページ、15ページですが、(d)の発令手続について、関連する意見とし

て前回発言させていただいた内容を入れていただきまして、ありがとうございます。そちらに関して、(d)の少し上に書いてある、専門家による秘密漏洩に対する記載でございますが、守秘義務の対象となる秘密の範囲については、「任務の実施に関して知得した秘密全般」と書いてあります。そして、その任務の実施については、この報告書の中で、14 ページ(e)に、「専門家は裁判所が認めた範囲内においてのみ、資料収集を実施し、その結果を報告書にまとめる。」と記載してありますので、専門家の任務の実施は、14 ページの「裁判所が認めた範囲内においてのみ」の実施と理解しております。

その後、専門家が作成した報告書の取扱いについては、15 ページに、相手方に、報告書中の営業秘密がどこにあるのかを申立てをさせて黒塗り部分を特定させ、その後は 16 ページの図のような取扱いがなされることが記載されております。

図中の右側に 4 つの場合がございますが、一番下の黒塗りなしの開示という場合は、営業秘密であっても結局閲覧制限の申立てがなければ公表されるわけですので、この場合については専門家には秘密保持義務がないと思っています。それに対し、上の 3 つの場合に関しては、報告書を作成した専門家はどこの部分が営業秘密で黒塗りされたのか、専門家自身がどの部分について秘密保持義務を負うのか明確に理解することが難しいと思います。この点については専門家自身が、秘密保持義務を負う部分が明確に分かるような仕組みを報告書の中で書いていただいたほうがよろしいのではないかと考えております。

パブリックコメントの中の 30 番に、「報告書にて特定された黒塗り部分に限定されるものではありません。」という御回答がありまして、そして「資料収集の過程において知り得た秘密全般であり」と御回答いただいております。何が「知り得た秘密全般なのか」、すなわち、何が営業秘密に相当している部分であるかは、実際に現場に入った専門家には明確に分かることがありますので、現場に入って見たもの全て、見たものは全て営業秘密に相当すると言われると、この制度を利用する際に専門家のなり手がなかなか見つからない懸念があると思います。したがって、専門家自身が、秘密保持義務を負う部分が明確に分かるような仕組みについて明確にしたほうがよろしいのではないかと考えております。

○玉井委員長 この記述の前提としては、たとえ黒塗りなしとなった場合でも、そこに営業秘密が含まれている可能性はある、すなわちこの訴訟の立証上必要だということで開示されたとしても、広く一般公衆に開示されるわけではありません。したがって、その内容が自動的に秘密保持の対象から外れるわけではないであろうと思われまます。専門家の方がどこまで秘密保持をしなければいけないかというのは大変微妙な問題になるとは思います。

それは、事案ごとに考えるしかないと思われます。例えば、この製品は1年間に何台売れていますという数字は営業秘密であると相手方が言い、しかしこちらは開示の必要があるということで、その事件で開示されたとしても、それを第三者に対して漏洩してよいわけではない。それは依然として営業秘密だということであろうと思っています。

○杉村委員 15 ページに、相手方が報告書を見て、「黒塗りとすべき旨の申立て」ができると記載されていますがその申立てをした部分を、専門家に知らせる何らかの仕組みがあればよろしいのではないかと考えます。

○玉井委員長 こちらはあくまで手続の中での開示の範囲ですので、一般に対して漏洩してよいかどうかということは、少し判断基準が違ってくるのではないかと思います。

○川上制度審議室長 補足でございますが、黒塗りがされなかった部分の営業秘密部分については、現行制度でも、そちらについては第三者の閲覧制限をかけられるという仕組みがございますし、当事者がそれを閲覧する場合でも、秘密保持命令ということで、それを目的以外に使えない。こういった形で保護されるべきものでございます。そういった意味では委員長からもございましたように、そこについて第三者に漏洩してよいかどうかという、そうはならないというのが今の法の考え方ではないかと理解しています。

○玉井委員長 この委員会でも、立入りを受ける企業の方からの御意見を十分に聞いて制度を練ってきました。その際、普通なら見聞きできないところに立ち入って見聞きしたことについて、簡単に第三者に漏洩されるということでは制度としていかななものかという御意見が多数ありました。その点に配慮して制度を作っているということを御理解いただければと思います。

佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 一般論としては委員長のおっしゃるとおりかと思いますが、事案によって立入りの仕方とか、報告書の記載事項は様々です。また、申立内容がどのようなものかというのも事案により様々だと思います。特に御心配な場合は、裁判所としても専門家の方に黒塗りの範囲はお知らせすることになろうかと思いますが、どこまで自分が守秘義務を負うか御懸念な場合は、裁判官と相談していただければと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。あくまで個々の事案によるということになろうかと思いますが、裁判所に丁寧な運用をしていただければいいということで、御安心いただければと思います。

辻居委員をお願いします。

○辻居委員 今回の黒塗り前と黒塗り後の部分ですが、黒塗り前については、申立本人の開示や当事者の同意を要件とするという話と、Attorneys' Eyes Onlyの話が書いてあり、侵害の立証に必要であれば、非常に重要なものでも黒塗りなしで開示されるということから言うと、その部分についてもAttorneys' Eyes Onlyの話は必要になるということでしょうか。運用でも、そう考えるのが重要ではないかと思っています。

○川上制度審議室長 現状については、17ページの上のところに触れておりますが、先ほど申し上げたとおりでございます。民訴法92条で、当事者のみに限定した上で、秘密保持命令をかけるという仕組みになっております。今おっしゃったようなこの部分についてのAttorneys' Eyes Onlyの仕組みというのは、今後の検討課題としては一つあるのではないかと思います。

○辻居委員 そうだとするとその部分でも、そちらを言及してもらったほうが、多分情報を出す側からは安心かと思えました。

○玉井委員長 ありがとうございます。

吉井委員をお願いします。

○吉井委員 様々な立場からの観点を配慮されて、分かりやすく説明されていて、大変な御努力だったと思います。先ほど川上室長さんが説明された7ページ目の証拠収集手続の強化で、最後のパラグラフの3行目で「例えば」という文言ですけれども、立法趣旨を明確にするために「例えば」と挙げられていて、こういった説明法はとてもよいと思います。しかし、パブリックコメントで44にあるように、こういった「例えば」に対しても様々な意見があるので、「例えば」というのは誰が見ても、あ、そうだよねというもの、この「例えば」というところをもう一度考えて、よりよいものがあれば、よいものにしていただければありがたいと思っています。

○川上制度審議室長 従前の書き方が、確かに分かりにくいという御指摘もあったので、分かりやすく書き直したのが、今のこの案と御理解いただければと思っております。

○玉井委員長 久貝さんをお願いします。

○久貝常務理事 報告書をこのようにまとめていただいて、改めて感謝申し上げます。2点申し上げますと、1点は「はじめに」の文章で、文章自体はどのようなものでも結構なのですけれども、もちろんこの制度は中小企業だけではなくて、あらゆる特許を持っている人にとっての制度だと思えます。このような議論が始まった経緯や背景の中に、中小企業が特許を侵害されたときに、それをリカバーするためには非常に苦労が多いという、裁

判所のほうも御理解いただいたと思います。そういったことがあって、それでこの議論が始まっている、それでこういった皆様方の英知を結集してこちらができたということ、こちらは重要なポイントだと思います。文章、その他どのようなことでも結構ですけれども、そこは重要なことだということで御理解いただけるのではないかと思います。

この後、恐らく法案が国会に提出されるときも必ずその話、なぜこのようなものを作るのかという議論が出てきますので、そういったことにきちんと答えられるような、その中には中小企業の特許侵害というのがその一つに、その背景、バックグラウンドにあるということは御理解いただきたいということをお願い申し上げます。

2点目は、せっかくこれだけの新しい制度を作っていただきましたので、その実効性という点でよろしくお願ひしたいと思います。この新しい制度が本当に使いやすいものになるように、詳細でいきますと例えば専門家のところもあったと思いますし、様々な抗弁の手続も、こちらは丁寧に作っておられますが、そういった点でも結局使えないということにならないように、ぜひとも御当局に配慮をお願いしたいと思います。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

中小企業に使いやすい制度にするというのは中小企業のみを利することを目指しているのではない、誰にとっても使いやすい制度を目指しているのだという理解が根本にある議論だと思いますので、その点は、この場でもはっきりさせておきたいと思います。

山本和彦委員お願いします。

○山本（和）委員 つい先ほどの辻居委員と川上室長とのやり取りで、確認しておきたいと思います。黒塗りをするかどうかというところで、Attorneys' Eyes Onlyを導入するかどうか。こちらはもともとインカメラで、基本的には誰にも見せないですという手続が基本になっていますので、それを裁判所の判断の便宜のために、申立人や代理人に見せるかどうかという問題、こちらはかなりの程度、今回同意が入りましたけれども、それは制度を左右することは可能だろうと思います。黒塗り後の、つまり訴訟記録になる本案の判断材料になるものについて、インカメラ的な処理を認めるかどうかは、最高裁の判例でも議論されたところですので、それは日本の民事裁判の基本的な原則に抵触するおそれがある事項となりますので、こちらは恐らく問題の次元が違う場面だろうと思います。

川上室長の先ほどのお答えは、そちらについて弁護士強制を仮に導入して当事者の権利保護がしっかり図れる形になれば、そういった最高裁の判例があったとしても、本案についてインカメラ的な措置を導入できる可能性はあるのではないかという限度でのお答えと

理解しています。そうであれば私は特に異論はないです。問題としてはかなり違う問題であることは、手続法学者としては一言申し述べたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。その点は、これから先、慎重な検討が必要であろうという御意見だったと思います。

吉村さんお願いします。

○吉村産業技術本部長 もう爆弾発言はございません。日商さんとはこの件は見解が違ってくるかもしれませんが、そうはいつでも、日商さんとは様々な意味で連携して一緒に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

本来的には事務方なので気になるのは、「はじめに」というのはテクニカルなところでは、1か所だけ「スタートアップ企業」と書いてあって、ほか「ベンチャー」や、「知的財産権制度」と書いてあるところと「知的財産制度」と書いてあるところは何か違うのか、事務的には非常に気になる場所なので、そういったところも含めて最終版になるまでに確認されてはどうかと思います。

その関連で、ソフトウェアのソースコードの新設を確かめるために、新たな証拠収集手続を使うと書いていただいているのですが、私の聞いた限りでは、ソースコードの比較であれば文章上でできるし、こういった手続は要らないのではないかという意見も聞こえているので、私はこれ以上テクニカルな説明はできませんが、必要があればそういった企業さんとお話いただいて、何か適切な表現に変えることは御検討いただければと思います。御紹介も幾らでもいたします。それ以上の知見は私もないので。

以上です。

○川上制度審議室長 今回のソフトウェアのところ、先ほど御説明させていただきましたように、7ページから8ページのように書きぶりを変えさせていただきました。要するに出てきたものが本当に正しいものなのかどうかということは、文書提出命令で出てきたものだけを見ても分かりませんので、そこは現場に行って確認しないと確かめようがないことと、そういった制度があることで、文書提出命令のときに正しい情報を出すことにも繋がるのではないかと、そういった趣旨で書き直させていただいたということでございます。

○玉井委員長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 今回非常に様々な意見がある中で、短い時間で報告書をおまとめになったということで、事務局の御苦勞もさぞかしだったのではないかと思います。まずは、事務局

の御努力に心から敬意を表したいと思っております。

証拠収集制度についてですが、様々な意見がある中で、これから運用を考えていかなければいけないということになります。これだけ様々な意見があると、運用を考えるのは非常に大変だと思います。委員会での委員の皆様のお意見と、パブリックコメントの結果等も踏まえて、これから法律に基づいて運用を考えていくことになろうかと思っております。

前提としてこの制度を客観的に裁判所の目から見ますと、この制度は大企業でも使えらると思っておりますし、中小企業でも使えらると思っております。適正な運用を図っていく中で、広く皆さんに利用していただいて、その中である種のバランスができて制度が磨かれていくことが、長い目で見ると一番望ましいと考えています。

証拠収集に当たる専門家ですが、適格性の判断基準又は要素は2つあるように思います。1つは申立てに係る要証事実、こちらは構成要件の一部になると思いますが、それと収集対象の証拠との関係をしっかり把握することがまず必要になると思っています。そういった意味では侵害訴訟について経験豊かな弁護士や弁理士が候補になり得ると考えられます。

今この委員会の委員を務めておられる弁護士の先生と弁理士の先生は、裁判所からも非常に信頼の厚い先生ですが、個人的には、知財訴訟について様々な経験をお持ちで専門性が高く、裁判所も信頼している方を中心に選んでいく実務になるのではないかと考えております。ただ、弁理士さんの場合は侵害訴訟に関与していない方もおられますので、弁理士会との間では、最高裁で推薦制度の話などもスタートしているようでございます。そういった中でできるだけ適格性のある専門家を選んでいくように、裁判官としても努力していくことになろうかと思っております。

2番目の要素としては、技術的な事項が問題になる場合、例えば実験をすることが必要な場合は、その分野に詳しい研究者の方等を選ぶ可能性もあるのではないかと考えています。このような場合には、例えば実験条件によってかなり結果が変わることがありますので、その分野に詳しい技術的な専門家が望ましいと思います。

せっかくの機会なので裁判所の取組のアピールをさせていただきますと、裁判所の知財訴訟の実務では専門委員を擁しておりまして、大体200人ほどの方が専門委員として任命されております。専門委員制度は、委員の数が多いだけでなく、私の理解するところでは、延べ2000人程度使っていますので、かなりの実績を上げている制度でございます。また、研修を年に1回するなどしつつ活用をしていますので、そういった方を母体として専門家がが必要な場合には選んでいくことになろうかと思っております。

また、この関係で、学会推薦等も最高裁のほうで検討しております。このような努力をしつつ、本制度の主体となる専門家の方々の確保に努めていきたいと考えています。事案によっては、弁護士、弁理士と専門家の併用という形で、両方から見ていただくこともあるかもしれません。その辺りはこれからの検討課題です。いずれにしても当事者の御意見を伺って、また利益相反などに考慮しつつ専門家を選任していくことになるかと思っておりますので、丁寧に納得感のある運用に努めていくことになると思っております。

それから損害賠償の関係について、くどいようですが、1点確認したいです。法律というのは、できると様々な条文の形があるわけです。よくあるのが、「何々することができる」という条文がございます。その場合、例えば「条件を付すことができる」というと、付さなくてもよい、付すこともできるという意味になります。他方、一定の要件がある場合には「申立てをすることができる」となりますと、申立てを受理するかどうかは裁判所の裁量ということにはならないと。そういった意味では「何々することができる」という文言は、様々な意味があり得るわけです。

今回102条の1項の中にも、「何々することができる」という文言があつて、こちらは損害賠償の請求をすることはできないとは理解できないわけですが、102条の1項に仮に重畳適用に関する規律が加わることになった場合に、どのような文言になるかはこれから法制局との御相談もあるだろうと思っておりますが、いずれにしても、その趣旨としては今回報告書に記載されているもの、すなわち20ページで書いていただいておりますけれども、今回の立法というのは、全面的な否定説をとらないということで、具体的に重畳適用が認められるかどうかというのは、個々の事案に応じて裁判所の判断になるのだと。そういった意味で「あり得る」と報告書に記載されているわけですが、条文の文言はともかくとして、趣旨としてはそういった立法になる予定だという理解でよろしいかどうかだけ、1点確認させていただければと思います。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。最後の点については、佐藤委員がおっしゃられたように全面的な否定説をとらないという趣旨の条文を、これから法制局とも調整していきたいと思っております。

○玉井委員長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。この報告書(案)「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」につきましては、本



日、各委員、オブザーバーの方からいただいた御意見を踏まえまして、必要に応じて修正を施した上で報告書とさせていただければと思います。必要な修正については、委員長である私に大変恐縮ですが御一任いただければと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御一任いただいたものと理解いたします。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了したいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いします。

○川上制度審議室長 御審議、長時間ありがとうございました。本日御審議いただきました報告書（案）につきましては、委員長とも修正について御相談の上、できるだけ早いタイミングで特許庁のホームページで公表させていただきたいと思います。次回以降の具体的な開催日程等については、また追って調整の上、皆様方に御連絡を差し上げたいと思います。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第 31 回特許制度小委員会を閉会したいと思います。本日は長時間御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会